

◎ 意見書の提出状況（会議成立の可否）

25人／29人（86.2％）

⇒ 会議の委員定数29名に対して、過半数となる25名より回答があったため，「宇都宮市子ども・子育て会議条例」第6条第2項に定める定足数の条件を満たしており，会議は有効に成立した。

【資料1】「（仮称）子どもを守る都市宣言」（骨子）について **議事**

意見あり	意見なし
7	18

No.	委員からのご意見	回答
1	- 先日の会議でもグレーの子どもがものすごく多いと出ていましたが，目に見える支援が必要な子どもはもちろんですが，目に見えないグレーと言われる子どもの支援が必要だと思います。グレーの子どもは，支援を受ける側に行くと「普通なのに」と言われ，通常環境（行政ではなく，世間の反応）に行くと「発達なのに」と言われます。例えば，学校の支援級の子が通常級に行くと同じく他の子と出来ないのですが，特別支援学校にも入れません。このグレーと言われる子どもが行ける場所（学校など）や配慮が切望されていると思います。また，グレーの子どもの親には普通に見えるがゆえ，受け入れていない親も多いです。世の中の発達障害への理解が難しいからなのもありますが，検診などで発達検査を必須にしたり，発達怪しいですよと促すのではなく，もっと発達障害は現代では身近なものだと受け入れてもらえる場所が必要だと思います。放課後デイサービスや児童発達支援の施設がいっぱいに入れない僻地（宮環外側）だと送迎できない，他エリアを利用するにも宇都宮は送迎していないなどです。そういった施設をもっと増やしたり誘致していただくと，充実した支援サービスに繋がると思います。また，それが仕事との両立もしやすくなります。 - 行政を利用していると「人手が足りない」「前例がない」「知識がない」「経験者がいない」などと言われることがよくあります。支援やサービスを受ける側には関係のない事です。今をよりよくできる寄り添った形で施設を拡充していただき，専門性のある人員を多い位補充していただけたらと思います。（人材の育成など）	ご意見ありがとうございます。本市では，気になる子の早期発見・早期支援という考え方の下，それぞれの子どもに合った発達支援について，関係機関と連携しながら取り組んでいるところです。また，放課後等デイサービスや児童発達支援施設との意見支援の機会を設け，ノウハウの共有や好事例の横展開を促進しております。全国的に専門性のある人員が不足しており，人材の確保が困難になっている事実はございますが，そのような課題への対応も含め，令和6年度に改定を予定している「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」や「宇都宮市障がい児福祉サービス計画」などの見直しにおいて，委員ご提案の内容につきましても検討してまいります。
2	- 都市宣言は，市の子どもを守り育てる大きな方向性，指針をかかげるものであり，これを受ける各種の計画，施策が展開されるものと考えます。枝葉にふみこみ過ぎた表現は，議論が分散してしまうのでは。 - 例えばP.14 政策1-1-14に関連して，支援や配慮は全ての子どもに必要であり，特に一部の子どもにとつけ加えるものでは。	ご意見を参考にさせていただきながら，「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」や「宇都宮市障がい児福祉サービス計画」など，子どもにかかわる分野別計画との文言の整合を図った上で，適切な表現を検討してまいります。
3	「地域社会」とは，「家庭」，「学校」，「企業」，「地域」，「行政」と書かれていますが，近年「家庭」と「学校」との間の「子どもの家」や「放課後等児童デイサービス」で多くの時間を子ども達が過ごしていて，子育て家庭に関係が深いです。「子どもの家」は通っている学校に近く「地域」と呼べるかもしれませんが，「放課後等デイサービス」は利用してい	「放課後等デイサービス」につきましては，視点によって地域社会のどの分野に属するかは変わってくるものの，事業者視点であれば「企業」，利用者視点であれば「地域」に含まれるものと認識しております。本宣言で表現している「地域」につきましては，子どもや子育て家庭が居住している地域に限定することを想定した表現とならないよう，引き続き，検

	る事業者が広範囲に広がり、居住する地域とは離れています。特に特別支援学校に通っている子どもは居住地と離れた学校に通っているため、居住する地域との関係性が非常に低く、居住する地域に障がいがある子どもが住んでいることすら知られていないことも多くあります。「放課後等デイサービス」は基本的な考え方の「地域社会」のどこに当てはまるのでしょうか？近年の多様な関係性についてわかるような文言を入れて欲しいと考えます。 「医療」や「療育機関」などの言葉を、「地域社会」の中に具体的言葉として入れるべきではないでしょうか？理由は、子どもはケガや病気などで医療機関に受診することが多くあります。それだけでなく、特に発達・障がいの関係では、医療機関は早期発見と早期療育開始などにつなげるために欠かせない機関です。	討を進めてまいります。 「多様な関係性」や「医療」、「療育機関」に係る文言の追加につきましては、本宣言が地域及び行政の指針という性質を鑑み、本文への個別具体の表現の挿入は難しいものと考えておりますが、本宣言の解説文の中で表現できるよう検討してまいります。
4	基本理念に「すべての子供が生れ育った環境に左右されることなく・・・」となっておりますが、生れ育った環境（つまり子どもを取り巻くまわりの状況）と、子ども自身の状況（病気や発達が気になる、医療的ケアが必要など）に左右されることがあってはならないと考えます。	ご指摘のとおりと認識しておりますことから、その表現につきましては、本宣言の素案を検討する中で、適切な表現を検討してまいります。
5	本文（骨子：柱④子どもの安全・安心9の《政策Ⅰ－1－4》児童虐待の防止、早期発見、支援と書かれていますが、この文章だけ読むと、「児童虐待の防止、児童虐待の早期発見、児童虐待の支援」のように読み取れます。子どもの安全・安心は、「⇒」の後に書かれているように、児童虐待だけでなく、発達の気になる子ども、医療的ケア児など、「支援や配慮が必要な子どもへのサポート」であると考えます。「支援や配慮が必要な子ども」はその他「貧困」「ヤングケアラー」もあります。「児童虐待」のみが強調される（印象に残るような）表現を、子どもの安全・安心にかかわる幅広い表現にできないでしょうか？	ご指摘のとおりと認識しておりますことから、その表現につきましては、本宣言の素案を検討する中で、適切な表現を検討してまいります。
6	4 つ目の・目標実現に向けて粘り強く取り組む姿勢（がまんする心）（ ）の「がまん」という言葉が気になります。粘り強く取り組む姿勢は「がまん」することなのですか？ - 宮っ子の誓いの「4 「宮っ子」は夢を抱いてやりぬく心持ってます。」とあります。「がまん」ではなく、（やりぬく心）がふさわしいと考えます。	今回の会議におきましては、参考資料につきまして、その内容を議題とするものではございませんが、委員ご指摘の内容につきましては、所管課に伝達させていただきます。
7	わかりやすく、よくできていると思います。	ご意見ありがとうございます。引き続き、市民の皆様にとって分かりやすい宣言となりますよう検討を進めてまいります。
8	「地域社会」の括りの中で「家庭（PTA）」と「学校」、「地域」の三者の距離が、地域側から見た感覚ではここ数年で極端に遠くなったと感じている。学校教育のマニフェストに「地域と連携」が数多く取りだたされていることも踏まえ、ただ地域社会＝他組織との交流だけではなく、家庭での共働きや学校の働き方改革等、現状を踏まえた上での地域連携を感じ取れる要素が欲しいと思われる。	委員ご指摘のとおり、「家庭」、「学校」、「地域」を含め、地域社会全体が連携を取りながら子どもを守り・育てる社会が実現できるよう、本宣言の素案を検討する中で、適切な表現を検討してまいります。
9	学校やPTA は入っていないくてよいのか？	P. 6 の概念図につきましては、本宣言の「本文」の役割やそれぞれの柱の対応範囲を図示したものであり、「本文」にどういった内容が含まれるのかを概略的に示しているところであります。 - 委員ご指摘の「学校」や「PTA」につきましては、具体的な文言としては資料に落とし込んでおりませんが、「家庭」や「地域」に含まれるものと認識しております。

1 0	- 子どもに対する虐待・いじめ、事件・事故の防止などに対応した施策の推進…とありますが、虐待・いじめに限らず不登校・ひきこもり・貧困・自殺など多岐に渡ります。虐待・いじめとなるとそのことだけにフォーカスされてしまうので次のようにするのも一案かと思ひ、提案させていただきます。 - 虐待・いじめ等様々な困難を有する子ども、事件・事故の防止などに対応した施策の推進。（困難を有するとは内閣府が使用している文言です。）	委員ご指摘のとおり、柱④には、虐待・いじめに限らず、不登校やひきこもり、貧困、自殺など多岐に渡る対象が含まれるものでありますことから、本宣言の素案を検討する中で、適切な表現を検討してまいります。
1 1	吹き出しの一番外枠に作り、吹き出しの中に、子どもに安心安全な地域づくり、といれるのはいかがでしょうか？	ご意見を参考にさせていただきながら、適切な表現を検討してまいります。
1 2	このユース会議の言葉は重要と考える。本宣言に盛り込むキーワードとして18個が書いてあるが、これを大人目線ではなく、子ども主体に子どもの立場から考え、子どもが読んでもきちんと代弁してくれると思えるように盛り込んでください。基本的に行政が作成する文章は子どもの声を行政の都合で大人目線で書かれてしまうことが多いのでこのところを十分に配慮して作成してください。	ご指摘のとおりと認識しておりますことから、その表現につきましては、本宣言の素案を検討する中で、適切な表現を検討してまいります。
1 3	「地域社会」＝「家庭」・「学校」・「企業」・「地域」・「行政」が子どもに対し、どのように関わり、見守っていくのかを具体的なイメージが必要。	地域社会を構成する「家庭」や「学校」など、それぞれの立場における子どもへの関わり方や、子どもたちを守り・育てるためにどのような行動を実践していく必要があるのかといった具体的な内容につきましては、本宣言本文の解説文の中で表現していく想定であります。
1 4	- いじめについても記載要。 P. 3の「地域社会」がどのように対応範囲イメージとするのか。 P. 6図に盛り込むと良いと思う。	- いじめについての記載につきましては、ご意見を参考にさせていただきながら、適切な表現を検討してまいります。 - 地域社会を構成する「家庭」や「学校」など、それぞれの立場における子どもへの関わり方や、子どもたちを守り・育てるためにどのような行動を実践していく必要があるのかといった具体的な内容につきましては、本宣言本文の解説文の中で表現していく想定であります。 P. 6の図への反映につきましては、ご意見を参考にさせていただきながら、適切な表現を検討してまいります。

【資料 2】イノベーション miya ユース会議事業の実施結果について 情報提供

意見あり	意見なし
8	17

No.	委員からのご意見	回答
1	どれもやってはいけないことだと思いますが、つい声が大きくなってしまったり感情的になることはあると思います。ですが食事を与えないや閉め出す、閉じ込めるという事がある程度の年齢の子どもが仕方ないと思っていることに驚きました。その子ども達が大人になった時には同じことをしてしまうと思うのですが物心ついた時にそれをされているといけないことだと気づけずにいると思います。この全てのことがいけないこと、なぜいけないのかを子どもたちに分かってもらえるようなことが必要ではないでしょうか。行政での張り紙では、そういう家庭では目にすることすらないと思うので、学校や電車、駅などに分かりやすい絵のポスターを掲示したり、それを相談できる場（資料 3 の児童相談所など（気軽に行けるように商業施設や図書館に併設））が必要だと感じます。	「体罰等」への正しい認識の周知につきましては、「子どもの権利」についての正しい理解と、子どもとの関わり方などのポイントをわかりやすくまとめた「子どもの権利リーフレット」を作成し、市ホームページや地区市民センター、子育て支援施設等において配布するなど、周知・啓発を行っているところであり、引き続き、「子どもの権利」の周知・啓発に努めるとともに、効果的な周知方法につきましても、検討してまいります。 「体罰等」を相談できる場につきましては、「宇都宮市家庭児童相談室」や「児童虐待緊急ダイヤル」などを案内しているところであり、引き続き、こちらを案内していくとともに、「児童相談所設置に係る検討」の中で支援体制について検討を進めてまいります。
2	- 回答人数子ども（10～18才）、大人ともに宇都宮市全体としては、少ないと感じました。「さくら連絡網」をもっと有効活用し、案内していただくと回答者も増加するのでは…。 - 私の子どもが通っている学校では、案内はありませんでした。※プリント配布ではありません。	アンケートの回答数につきましては、統計学上は十分な回答数が得られているところではありますが、より多くの子どもの意見を伺うことが重要であると認識しておりますことから、来年度以降において、さらに効果的・効率的な調査となるよう検討してまいります。
3	- キーワードが18項目あるが、重複しているもの、取り込まれるものもあり、もっと整理すべきでは。 - 子どもは、求めるものを発表しているが、本来子どもがすべきこと、果たす役割もあるはず。そうしたことを理解してもらうことも重要ではないかと思う。（子ども宣言とは別の話だが）	子どもたちから提案されたキーワードにつきましては、一人ひとりの体験エピソードをもとに意見交換しながら考えた「自分のキーワード」であり、子どもたちの「意見を尊重する」という点から、似たようなキーワードについても、一人ひとりの表現を大切にしているものであります。
4	子どもたちが、しっかりと自分の意見を持ち、このように提案する力が育っていることを改めて感じさせられました。アンケートやキーワードから、子どもたちは一人ひとりのことをよくみて認めてほしい、話を聞いてほしいと思っていることが分かりました。今回の「子どもを守る都市宣言」に反映され、大人と十分にその思いが共有できるものになることを期待しています。	ご意見ありがとうございます。子どもたちからの意見については、「（仮称）子どもを守る都市宣言」の素案を検討する中で、反映してまいります。
5	体罰に関するアンケートで一定数の大人が容認し、子どもたちの結果も同様であることに驚きました。裏返すと、実際に「しつけ」と称した体罰が未だ行われている家庭があるのではないかと思います。個人として尊重されるということは、心や体、一人ひとりの育ちが守られることから始まると思うので、虐待防止の取組には、体罰を容認する大人の考え方、また、それを受けている子どもの捉え方を変え、望ましいやり方を具体的に伝えていくことが必要なのだろうと感じました。	ご指摘のとおりと認識しておりますことから、「子どもの権利」の周知・啓発に努めてまいります。
6	体罰についての質問項目で、数は少ないものの、積極的に行うべきという大人が一定数いることに驚きました。親も人間ですから突発的に手を上げてしまうことはあるかもしれませんが、このようなアンケートの場で冷静に考えて、体罰を肯定的にとらえている大人	ご指摘のとおりと認識しておりますことから、「子どもの権利」についての正しい理解と、子どもとの関わり方のポイントを理解していただけるよう「子どもの権利」の周知・啓発に努めてまいります。

	がいるということですので、虐待の芽である可能性があるものと思われます。	
7	子どもたちが提案した18のキーワードから、大人が感じる以上に子どもたちの承認欲求が高く、すなわち大人から信頼されていないと感じている子どもが想定以上に多いものだと言った。子どもたちを1人の個人として、尊重し、認めてあげるような大人の教育（親）も必要なのだと改めて考えさせられる結果だと思った。	ご意見ありがとうございます。子どもたちからの意見については、「（仮称）子どもを守る都市宣言」の素案を検討する中で、反映してまいります。
8	子どもたちが提案した18のキーワードは、子どもたちが望んでいることであり、子どもたちを見守るべき大人たち（家族、行政、学校、企業、地域）が、共有し、理解し、行動することが大事であること。	ご意見ありがとうございます。子どもたちからの意見については、「（仮称）子どもを守る都市宣言」の素案を検討する中で、反映してまいります。
9	意見までではありませんが、アンケート実施の対象者に、中学を卒業され働いている方、通学していない方も次回対象に含めていただくよう要望です。	ご意見ありがとうございます。配慮が必要な子どもたちからの意見聴取につきまして、施設等に出向いての意見の聞き取りなども含め、より効果的な手法を検討してまいります。

【資料3】児童相談所設置に係る基本方針について 情報提供

意見あり	意見なし
7	18

No.	委員からのご意見	回答
1	- 相談に行ける人が昼に行けるとは限らないので、いつでも相談出来る体制が必要。 - また、市では在宅支援が主とのこと、相談件数が急増していて、相談をしやすい環境になると更に増加が予想されるので、想像以上の余る位、職員を確保して、働きやすくすることが、より密接でより良い支援に繋がるのではないかと思います。 - 相談に辿りつけるのはほんの一部の方で、他にも必要な人は沢山いるけど、知らないや出来ないだと思います。外国人の方も増えているので、多言語の対応やせっかく相談に来た人を担当がいらないや専門家がいなくて後日などにならないように他機関（学校、医師、心理士、警察など）との連携が必要不可欠だと思います。	- 夜間においても、子どもや子育て家庭からの様々な相談への対応が可能になるよう配慮しながら、支援体制について検討を進めてまいります。 - 虐待対応相談件数が増加する中、適切な相談対応等が求められておりますことから、国が示す基準はもとより、県や設置済みの他都市の先進事例等を参考にしながら、職員の確保・育成について、検討してまいります。 - 外国人も含め、悩みや不安がある方が相談しやすい環境整備に努めるとともに、市民（相談者）に適切な対応ができるよう、他機関との連携体制等についても、検討してまいります。
2	- 利用する人は様々だと思いますが、車利用の多い栃木県の子育て世帯なので、車で利用しやすく、車のない人も利用しやすい宇都宮以外の駅近だと行きやすいです。また、インターパークなど大きな商業施設から近い方が利用しやすいのかなと思います。利用する側のことを考え立地を検討していただけると嬉しいです。 - 例えば配偶者がどこにいるかGPSで管理したり、普通の人には考えられない人もいます。そういった人が相談に訪れやすいのは商業施設や子どもと遊べる支援センターや公園付近です。	- 車を利用の方に加え、公共交通機関等を利用する方々もアクセスしやすい土地の条件等を整理しながら、設置場所に係る検討を進めてまいります。 - また、児童相談所を利用する方々に配慮した土地の条件等についても、ご意見を参考にしながら、整理してまいります。
3	子どもを取りまく環境が大きく変化（悪化）している中、児相の検討は遅かった。基本方針を検討することは、設置の方向であると理解する。ならば、早期に人材を採用し、先進的な取り組みをしている自治体などに一定期間派遣し、育成することが求められる。また、庁内はもとより、県など関係機関との連携が何より求められるが、かつての保健所移	人材の確保・育成については、関係団体（市医師会や弁護士会等）と連携した早期かつ計画的な採用といった確保策の考え方や、県や先進的な取組をしている自治体、児童福祉施設等への派遣研修の実施といった育成の考え方について、「児童相談所の設置に係る基本方針」の検討の中で、整理してまいります。

	管の教訓を生かし、スムーズに出来るよう、早急の協議が必要。50万人に1ヶ所の基準はあるが、複雑、多様化する事案に柔軟に対応するためには、先進的な取り組みとして、2桁の設置も検討していいのではないかな。	- 県や関係機関との連携については、7月に、県と市の連携推進会議を設置・開催したところであり、実施主体が県から市になった際にも、設置当初から円滑に運営していけるよう、今後も、児童相談所の設置・運営に係る県市間の調整や相互の連携が必要な事項について、適宜、県と意見交換を実施してまいります。 - 複雑・多様化する事案に柔軟に対応できるよう、組織体制等について検討してまいります。
4	虐待防止ネットワーク会議の元委員と、保育現場で経験した案件から実際に対応する職員・保健師・心理士の数の確保をお願いします。人手不足で対応が遅くなり、状況の悪化を防いで欲しいです。	児童福祉司等の専門職をはじめとした職員の確保については、児童虐待に係る委員の方や、保育等の現場経験のある方の採用についても、関係団体（市医師会や弁護士会等）から協力をいただきながら、確保策の検討を進めるとともに、人員不足の影響が生じないように、職員配置等についても、検討を行ってまいります。
5	児相設置まで5～7年程度とありますが、中央児相の案件の多くは宇都宮地区の事と聞きます。1日でも早く子ども達の為に開設して下さい。	設置時期について、既に児童相談所を設置している他市の事例では、検討開始から5年～7年程度の期間を要しております。本市におきましては、早期設置に向け、今後、児童相談所に付加する機能や施設などと併せて、具体的なスケジュールについても検討してまいります。
6	- 上記のアンケート結果ともつながりますが、現状の県の県央児童相談所が担っている多くの業務を、宇都宮市の児童相談所を設置することで棲み分けを進め、必要な子どもたちに対応していくことが喫緊の課題と思います。 - 強いて意見を挙げるなら、児童相談所と一時避難的医療機関との連携についての取り決め等も明記すると良いかもしれません。	- 県と連携しながら業務の棲み分けを行い、必要な子どもへの支援体制の強化を図ってまいります。 - また、児童相談所と一時避難的医療機関との連携については、ご意見を参考にしながら、先進事例等について調査し、本市に相応しい連携体制について検討してまいります。
7	宇都宮市に設置される児童相談所については大きな期待が集まる。図式の中には相談に至るまでの経過が記されているが、相談後の連携が資料を通して見受けられない。市児相だけで抱え込まないためにも必須となる外部連携を別図でも良いので提示していただけたらと思う。	ご指摘いただいた点について、庁内はもとより、庁外の関係団体との連携体制についても、今後、検討・整理し、お示ししてまいります。
8	5の組織、職員体制が重要になるということは既知の事実であるが、児童相談所が対応して委託措置になる子どもがわずか2%に留まっている事実を踏まえ、この組織、職員体制は特に綿密に検討していただきたい。	組織・職員体制については、本市としても重要な検討事項であると認識しておりますことから、ご意見を参考にしながら、多機関との連携体制のあり方も含め、検討を進めてまいります。
9	役割として、施設退所後のケアリーバー対応支援についても考えてほしい。	退所後のケアリーバー対策について、令和6年度施行の改正児童福祉法において、社会的養護下で育つ若者の自立支援に関し、原則18歳（最長22歳）までとなっている年齢上限を撤廃するとされたことから、本市が独自に児童相談所及び一時保護所を設置する際には、施設等からの退所後も、個々の状況に応じた自立支援が実施できる体制となるよう、検討してまいります。
10	現在、県の児童相談所は、一時保護した児童の収容施設の数が少なく、身柄付通告しても、「部屋が空いていない」との理由で、通告を断られることがあるため、可能な限り、施設数を多くしてもらい。	通告を受けた際、迅速な一時保護が可能となるよう、一時保護所の整備や児童養護施設等との連携体制などについて、有識者等のご意見を伺いながら検討を進めてまいります。
11	休日、夜間に身柄付通告した所、すぐに対応できる職員がいなく、児童を警察署で数時間待機させることが多いため、夜間、休日にも対応できる職員の体制を作ってもらいたい。	ご意見を参考にしながら、休日・夜間においても、迅速な一時保護が可能となるよう、職員・組織体制等について検討してまいります。